

○逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則

平成24年 2月16日

逗子市教育委員会規則第1号

改正 平成26年 3月24日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市文化振興条例（平成21年逗子市条例第15号）第7条第1項の規定に基づき、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び評価を行い、その結果を教育長に提言する。

- (1) 逗子市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）における施策に関する適切な実施に関すること。
- (2) その他基本計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他教育長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(平26教委規則2・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (平成26年3月24日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。